

第5章 航空交通

1 第7次交通安全基本計画の評価

(1) 航空交通環境の整備

交通安全施設の整備	<p>ア 航空保安施設の整備</p> <p>運輸多目的衛星(MTSAT)の整備は、新1号機衛星本体製作を完了し、ロケットを制作中。新2号機関連は、衛星本体製作、ロケット製作及び航空衛星センター整備を実施している。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>新規空港の整備に併せ、現行航空保安施設3箇所を整備した。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>イ 空港の整備</p> <p>大都市圏拠点空港の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none">・中部国際空港の開港(平成17年2月予定)・羽田空港再拡張・沖合展開事業・関西国際空港二期事業・成田国際空港整備事業 <p>(国土交通省)</p> <p>一般空港等の整備を推進する。</p> <p>セキュリティ機能の向上等高質化を目的としてハード・ソフトの組み合わせにより整備を行っているところである。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>バリアフリー化を推進する。</p> <p>平成15年度に大阪国際空港の段差解消を行ったことを始め、その他の空港についても引き続きバリアフリー化の推進を進めていくところである。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>空港安全技術の強化を推進する。</p> <p>現在運航者との意見交換や、本省をはじめ各機関で調査を進める等して、機能の強化を図ろうとしているところである。</p> <p>(国土交通省)</p>
-----------	--

	<p>ウ 空港・航空保安施設の耐震性の強化</p> <p>航空関係既存施設の補強、管制施設の多重化等の実施を推進する。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>自然災害時等における航空機の安全運航確保のため、航空交通管制部の代替機能を分散・整備、及び空港管制機能確保として非常用管制塔・非常用レーダー施設の整備等の実施を推進する。</p> <p>(国土交通省)</p>
航空交通管制にかかる空域の整備	<p>航空交通管制区を簡略化するとともに、空域のクラス分けを行い、各空域における飛行要件や提供されているサービスを明確化した。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>航空交通量の増大に対応する航空路の抜本的再編に着手した。</p> <p>(国土交通省)</p>
飛行検査の充実	<p>老朽化の著しいYS11型機8機のうち6機を次世代航空保安システムにも対応可能な新型機に更新、体制を強化した。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>残る2機のYS11型機を平成18年度に更新するため、新型機購入手続きを進めている。</p> <p>(国土交通省)</p>

(2) 航空機の安全な運航の確保

航空従事者の技量の充実等	<p>毎年定期的実施している事業者に対する安全性確認検査等を通じて、航空従事者の技能の充実等につき指導を行った。</p> <p>(国土交通省)</p>
航空保安職員の教育の充実	<p>航空衛星システムを中心とする次世代航空保安システム等の導入の進展、平成13年1月に発生したJAL907便ニアミス事故に対応した再発防止、平成15年3月に発生したFDP(飛行計画情報処理システム)障害を踏まえた大規模なシステム障害の予防及び障害発生時の的確な対応等に必要の人材の育成のために、研修コース・カリキュラムの見直し、訓練施設の充実・強化を図った。</p> <p>(国土交通省)</p>

<p>航空運送事業者等に対する指導・監督の実施、航空安全確保体制の強化による需給調整規制廃止後の安全確保の推進</p>	<p>運航整備体制の審査については、国際標準に準拠した安全基準を策定し、明確にするとともに審査体制を強化している。一方、既存事業者に対しては当該安全基準により策定された運航規程・整備規程等に基づいた運航・整備が実施されていることを毎年安全性確認検査の実施により確認している。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>
<p>大型航空機の安全確保に関する対策の強化</p>	<p>衛星を利用した新たな運航方式等については、国際標準に準拠した承認基準を策定する等、必要な施策を推進している。また、大型航空機を運航する航空運送事業者に対しては運航規程・整備規程等の諸規程類の審査等を行う中で、安全運航に必要な要件を適切に定めるよう指導し、安全性確認検査等を通じて当該規程類の遵守状況等を確認し、必要な指導を行っている。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>
<p>小型航空機等の事故防止に関する指導等の強化</p>	<p>自家用操縦士の技量維持に係るガイドラインを発行し、安全講習にて安全知識の習得、意識の向上を努めるように指導している。また、最近の飛行経験を考慮し実技訓練を実施するように求めている。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p> <p>平成 16 年度より運用を開始した小型機航空安全情報ネットワーク(小型機 ASI NET)の開発を支援し、小型航空機の運航に関する、ヒヤリ・ハット情報の収集及び周知を行うことにより小型航空機の事故予防を図っている。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>
<p>外国航空機の安全の確保</p>	<p>全国各地の空港において、外国航空機への立入検査（ランプ・インスペクション）を実施し、安全運航の状況を確認している。平成 15 年度には年間 100 件実施した。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>
<p>航空機の運航安全システムの充実</p>	<p>機能強化型対地接近警報装置等の装備について、国際標準に準拠し、安全向上に必要な装備の義務化を行っている。今後国際標準等の動向を踏まえ必要に応じ法令等の整備など引続き検討していくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>

<p>危険物輸送の安全基準の整備</p>	<p>2年毎に改正される国際的な危険物輸送に関する安全基準と整合させ、平成17年1月に所要の安全基準の整備を図る予定である。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>平成15年度に「放射性物質等の航空輸送に係る国際輸送規則の取り入れに関する調査」を(財)原子力安全技術センターへ委託し、C型輸送物の需要動向等の調査を実施した。</p> <p>(国土交通省)</p>
<p>航空事故原因究明体制の強化</p>	<p>航空事故及び航空事故の兆候(重大インシデント)の原因究明の調査を迅速かつ適確に行い事故等の再発防止に寄与するため、航空事故調査官の研修、海外機関との情報交換等を充実し、事故等調査能力の向上に資するとともに、調査研究機器の整備を行い、航空事故調査体制の強化を図っている。</p> <p>(国土交通省)</p>
<p>航空交通に関する気象情報等の充実</p>	<p>平成13年度から平成15年度にかけて、大阪航空測候所及び那覇航空測候所において空港気象ドップラーレーダーの運用を開始するとともに、離着陸に影響を及ぼす低高度ウィンドシヤーに関する情報の提供を開始した。</p> <p>(気象庁)</p> <p>平成15年11月より噴煙の高度によらず航空路火山灰情報の提供を開始するとともに、国内航空路向けに低高度を対象とした狭域拡散予測情報の提供を開始した。</p> <p>(気象庁)</p>
<p>スカイレジャーに係る安全対策の推進</p>	<p>平成15年1月、航空・鉄道事故調査委員会の航空事故調査報告書を踏まえ、航空局技術部長通達「超軽量動力機等の安全確保について」を日本航空協会等(関係スポーツ団体含む)を通じ、法令遵守の徹底等、安全運航の確保について周知徹底した。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>平成元年から毎年、全国各地で実施されている「スカイレジャー・ジャパン」を通じて、安全啓発等の充実を図っている。</p> <p>(国土交通省)</p>

(3) 航空機の安全性の確保

航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備	諸外国における技術基準等を踏まえ、耐空性審査要領等を改正した他、耐空性改善通報等の発行により、我が国の航空機の安全性の確保に努めた。 <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p>
航空機の安全性に係る情報の収集、処理体制の充実等	航空機の安全性に係る情報の電子化及びデータベース化を促進し、情報収集及び処理体制の強化を図った。 <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p>
航空機の検査体制の充実	国産航空機に対する型式証明等に従事する体制を整備し、型式証明等における設計検査体制の充実を図ったほか、航空機検査官に対する研修を制度化して、航空機検査体制の充実を図った。 <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p>
航空機の整備審査体制の充実	航空機材不具合報告制度等を活用して、適時適切に情報の把握に努めるとともに、これらの報告の分析結果等を通じて、適切な整備方式の確立について、航空運送事業者等を指導した。また、新規参入事業者等の安全対策についても、整備規程の審査、運航管理施設等の検査を通じて指導を行った。 <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p>
航空機の経年化対策の強化	経年機対策については、航空運送事業者等に対し、技術的検討を踏まえ、適切に整備を実施するよう指導を実施するとともに、我が国としても、欧米の動向等を踏まえつつ、対策の強化に向けて調査を開始した。 <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p>

(4) 救助・救急体制の整備

搜索・救難体制の整備	搜索救難本部の情報の収集・処理業務に必要なシステムの機能の向上を行い、関係行政機関との連絡調整の正確化・迅速化を図るとともに、情報の共有化を促進し、関係行政機関間の協力体制の強化を行った。 <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p>
消防体制及び救急医療体制の整備	国の管理する第1種及び第2種空港の消防体制はI C A O新基準(H17年1月1日)に合わせ稚内、釧路、仙台、新潟、高松、松山、高知及び宮崎空港に化学消防車の新規配備を行うとともに、空港の消防車両の更新時期に合わせ大型化学消防車の導入を行った。 <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p>

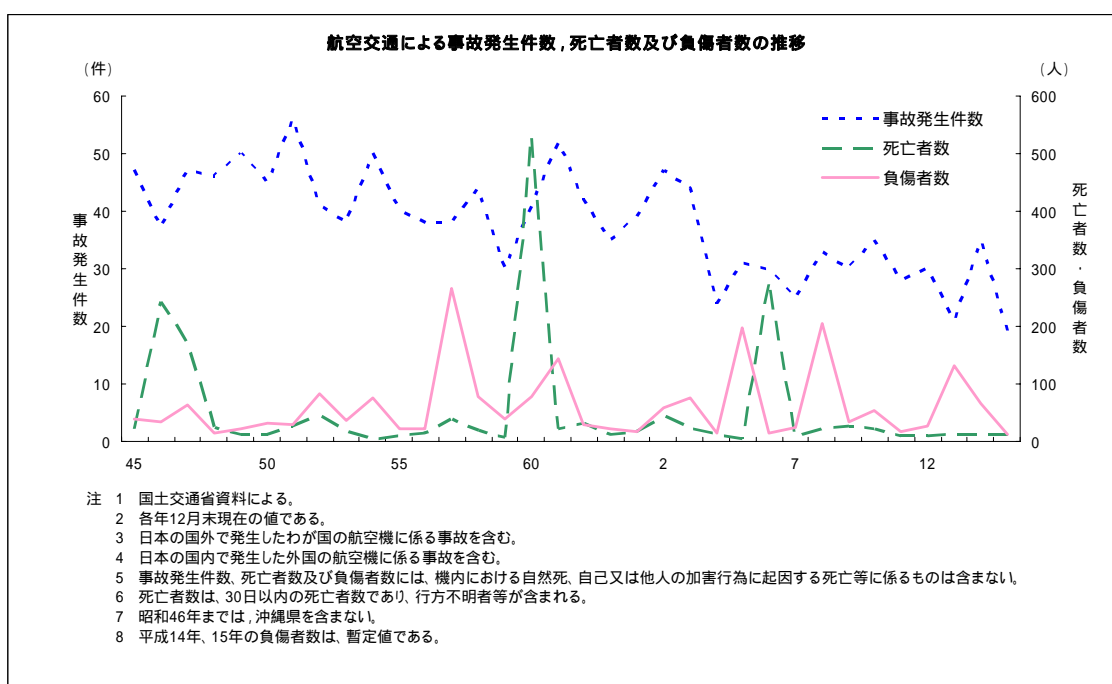
	<p>救急医療体制については、年次計画に従い医療用テント及び医療資器材の更新を行い、老朽化した医療用搬送車の更新を行った。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p> <p>救急医療活動の円滑な実施のため、医師会等関係機関との訓練体制の強化並びに、職員の応急手当講習の受講を促進するよう指導した。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p> <p>成田空港及び関西国際空港については新東京国際空港課長通知（国空新第 67 号）、関西国際空港・中部国際空港監理官通知（国空監第 66 号）にて、地方公共団体の管理する空港については航空局長達（国空管第 104 号平成 15 年 9 月 29 日付）「地方公共団体の管理する空港における消防及び救急医療体制の整備基準の改訂について」にて、消防体制、救急医療体制の整備並びに関係機関との訓練及び職員の応急手当講習の受講等について推進するよう指導した。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>
<p>非常脱出確保と非常脱出時の方法の点検</p>	<p>実施状況について安全性確認検査等を通じ確認し、必要な指導を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>

（ 5 ） 科学技術の振興等

<p>航空交通の安全に関する研究開発の推進</p>	<p>独立行政法人電子航法研究所においては、航空通信のネットワーク化に関する研究、衛星航法補強システムに関する研究、自動従属監視に関する研究、空域の有効利用等を目的とした航空交通の管理手法に関する研究を推進した。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>
<p>航空事故の原因究明のための総合的な調査研究の推進</p>	<p>航空事故及び航空事故の兆候（重大インシデント）の原因究明の調査を迅速かつ適確に行うため、航空機の運航状態を正確に再現する汎用性のある飛行記録解析システムの開発等、総合的な調査研究を推進し、その成果を原因の究明に反映させてきている。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>

2 まとめ

我が国における民間航空機の事故の発生件数は、航空輸送が急速に拡大したにもかかわらず、多少の変動はあるものの、横ばい傾向を示している。しかしながら、航空事故の性格上、ひとたび事故が発生した場合、多数の死亡者が生じる可能性がある。



このうち、第7次交通安全基本計画の実施期間中（平成13年度から平成17年度まで）における平成13年から平成15年までの航空事故の動向を見てみると、次のとおりであるから、第7次交通安全基本計画上の航空交通安全の施策は概ね効果的であると考えられる。

	13年	14年	15年
発生件数（件）	21	35	19
死亡者数（人）	12	13	12
負傷者数（人）	131	65	13

注 平成14年、15年の負傷者数は暫定値である。